

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成20年10月9日

栃木県人事委員会委員長 郡司 能熙

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。
- 2 給与関係については、本年の職員給与と民間給与を比較した結果、本年4月分の月例給について職員が民間を下回ることとなったため、栃木県を支給地域とする地域手当の支給割合を1.4%から1.8%に改定することとしました。また、医師に対する初任給調整手当の引上げを行うこととしました。
特別給（ボーナス）については、職員と民間の水準がおおむね均衡していることから、改定を行わないこととしました。
- 3 職員の給与制度については、現在、給与構造の改革に取り組んでいるところですが、本年の勧告では、栃木県を支給地域とする地域手当の支給割合及びその実施方法の見直しを行うこととしました。
また、学校教育法の改正により、副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置することができることとなったことに伴い、新たな職に係る給与上の処遇について報告しました。
- 4 勤務時間関係については、人事院が勤務時間の改定を勧告したところですが、本県職員についても、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失することのないよう、その動向を踏まえ対応する必要があることを報告しました。
なお、勤務条件を改定する場合には、行政サービスに支障を生じさせることがなく、かつ、行政コストの増加を招くことのないよう、十分に検討する必要があることも併せて報告しました。
- 5 公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と子育ての両立支援等の勤務環境の整備、人材の育成・活用についての課題を報告しました。
- 6 県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告が、職員の給与を経済情勢、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準と均衡させることを基本として行うものであり、勤労者としての適正な勤務条件を確保していくためのものであるということについて、十分な御理解をいただきたいと思っております。
職員においても、県民の期待と要請にこたえるよう、全体の奉仕者としての立場を常に自覚し、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思っております。